

確定申告や町民税申告の手続きに必要なもの一覧 (一例)

必要なもの	備考
1 印鑑・預金通帳	印鑑はシヤチハタなどのインク式は使用できません。
2 マイナンバーカードの両面コピー	通知カードのコピー可、住民票(個人番号ありのもの)のコピー可。
3 本人確認書類	免許証、保険証など(マイナンバーカードの両面コピー持参の場合は不要)

対象	必要なもの	備考
1 家族・親族を扶養に入れる人	家族のマイナンバーのコピー など	扶養に入れる全員分のコピー
2 給与所得のある人	源泉徴収票	原本を持参してください
3 公的年金のある人	公的年金などの源泉徴収票	原本を持参してください
4 報酬、不動産の使用料などのある人	支払調書	原本を持参してください
5 農業所得・事業所得・不動産所得がある人	収支計算書、領収書 など	収支計算書を作成してください
6 保険の満期金がある人	保険会社からの支払証明書	原本を持参してください
7 社会保険料控除がある人	国民年金や国保、任意継続健保の払込(納付)証明書	原本を持参してください
8 生命保険料・地震保険料控除がある人	保険会社の控除証明書	原本を持参してください
9 医療費控除がある人	医療費控除の明細書・医療費通知	原本を持参してください
10 寄付金控除がある人	寄付先からの寄付証明書	原本を持参してください
11 税務署から申告に関する書類が届いた人	税務署から届いた書類	原本を持参してください

新規住宅ローン控除事前説明会

平成31(令和元)年中に、新たに住宅ローンを利用して住宅を取得した人で、要件に当てはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。確定申告期間前に説明会を実施しますので、ご利用ください。

- 日時 2月3日(月)～7日(金) 午前9時～午後4時
- 場所 菊池税務署(菊池市役所七城支所内)
- 問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

年金受給者の人の先行相談会

収入が年金のみの人で、医療費控除や扶養控除などを申告される人の申告書作成会を先行実施します。お住まいの小学校区を確認して、ご来場ください。

- 日時
 - ・大津小、大津東小、大津南小、美咲野小 校区 2月12日(水) 午前9時～11時、午後1時～3時
 - ・室小、護川小、大津北小 校区 2月13日(木) 午前9時～11時、午後1時～3時
- 場所 町生涯学習センター 中会議室

償却資産の申告は1月31日(金)まで

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在に持っている償却資産の状況について申告する義務が地方税法で定められています。

大津町に該当する償却資産をお持ちの方は期限内に申告をお願いします。

- 償却資産対象となるもの 会社や個人で工場、商店、農業などを経営している人が、その事業のために用いている機械・器具・備品など
 - 申告場所 役場税務課 固定資産税係窓口
- ※昨年申請があった人には申告書類を昨年12月に送付しています。新しく事業を始めた人など、申告が必要な人には書類を新たに送付しますのでお問い合わせください。

- 問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

業種	償却資産の例
不動産貸付業	駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など
農畜産業	ビニルハウス、保冷库、農業用機械(自走式でナンバーがついているものを除く)など
その他	看板、パソコン、ルームエアコン、コピー機、電話機、テレビ、医療機器、太陽光発電設備(10kw以上)など

確定申告などの準備はお早めに！

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

簡易フローチャート

※この表は申告が必要かどうかを判断する目安です。不明な点は問い合わせください。
※年齢は令和2年1月1日現在です。

